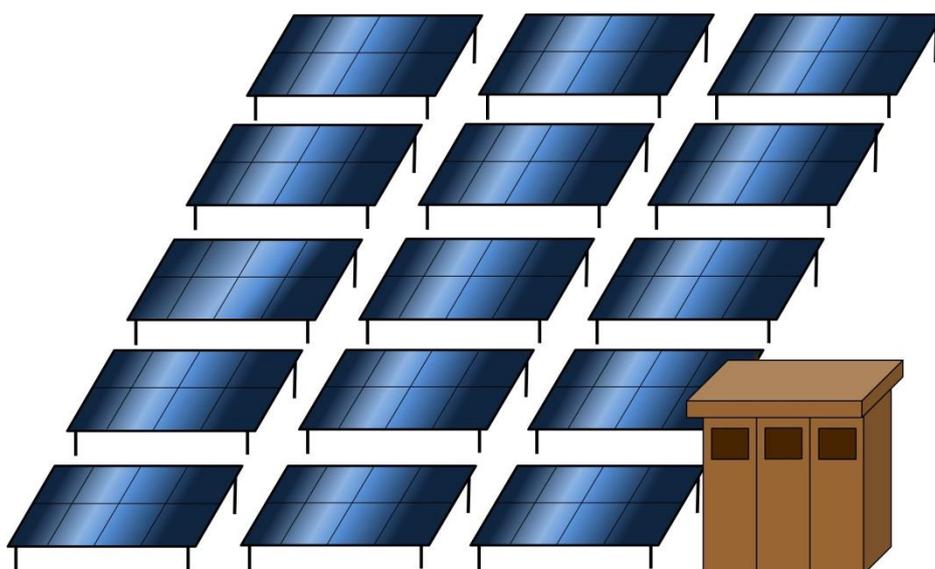


太陽光発電設備の設置に関する 下呂市景観ガイドライン



平成 29 年 9 月

下呂市 建設部 建築課

■ガイドライン策定の目的

景観法の制定以降、太陽光発電設備が増加し、景観への影響が懸念されています。下呂市においても近年、太陽光発電設備が増加している現状にあります。一方、下呂市景観計画の景観形成基準は、抽象的であるため、事業者と理解や認識を共有しづらく、運営が困難な部分があります。

下呂市景観計画に基づいた「太陽光発電設備に関する下呂市景観ガイドライン」を策定することにより、事業者のみなさんが景観に配慮した事業計画の策定を容易とし、市の景観保全につながることを目的とします。

■ガイドラインの対象

当ガイドラインは、下呂市土地開発事業に関する条例第2条に基づく太陽光発電設備の設置を対象としています。

■太陽光発電設備を設置される事業者のみなさんへ

当市景観計画は、市民、事業者、行政がそれぞれの果たす役割を認識し、ともに手をた
ぎさえ、魅力ある景観を形成し、次世代へ引き継いでいくことを目的とし策定しています。

事業者のみなさんにおいては、当市景観計画の主旨を理解いただき、世代を超えて受け継ぐことができる景観づくりに、ご協力いただきますようお願いいたします。

■配慮事項

項目		基準
太陽光 パネル	配置	<ul style="list-style-type: none">・極力、斜面への設置は避ける。・交通量の多い道路から見える場合は、太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置を行うこと。・文化財等への近接を避ける。・原則、景観推進地区ならびに景観推進地区の眺望に関わる場所への設置は避ける。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none">・太陽光パネルの材質は、低反射性のものを使用する。・太陽光パネルの模様が目立たないものを使用する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none">・太陽光パネルの色彩は、原則として濃紺・黒・グレー系・こげ茶（低彩度）とし、周囲と調和したものを選択すること。・交通量の多い道路から見える場合は、太陽光パネルのフレームの色彩についても、パネル部分と同様のものとする等、低彩度で、周囲と調和したものを使用すること。
附属設備	色彩	<ul style="list-style-type: none">・<u>太陽光発電設備の附属設備</u>（パワーコンディショナ、キュービクル等）は、低彩度とし、周囲と調和したものを使用すること。

1

注) フェンスも含まれます。フェンスを設置する場合は、背景色に溶け込んだ目立たない色とするよう配慮すること。(ダークブラウン等)

緑化、目隠し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の伐採は、必要最小限とする。 ・ 交通量の多い道路から見える場所や隣接して民家等集落がある場合は、太陽光発電設備の目隠しとなるよう、境界付近に植栽もしくは塀等を設置する。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観悪化を防ぐ。

■景観推進地区ならびに景観推進地区の眺望に関わる場所について

原則、景観推進地区ならびに景観推進地区の眺望に関わる場所へ設置することは避けてください。

ただし、景観推進地区協議会の審査を受け、同意されれば設置することができます。その際は、上記の配慮事項に加えて、景観推進地区における景観形成基準に従ってください。

■開発事業協議書に添付する書類

下呂市土地開発事業に関する条例第4条に基づき、「開発事業協議書」を提出いただくこととなります。太陽光発電設備の設置には、下記の書類を加えて添付してください。

「開発事業協議書」

8 添付する書類 (2) その他事業計画に関して参考となる書類

- ① 太陽光パネルの仕様が分かる資料（カタログ等）
外観、寸法、太陽光パネルの色彩（低反射性の確認）が分かるもの。
- ② フレームや架台、附属設備の色彩が分かるもの
図面等に記載していただいても結構です。
- ③ 現況写真
当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ④ 完成予想図（パース図もしくはフォトモンタージュ）
最終的な仕上がりイメージを共有し、景観への影響や配慮について評価を行うため、完成予想図等を作成してください。